# 勤務条件に関する留意事項

### 1. 任用根拠について

地方公務員法第 22 条の 2 の規定に基づき、会計年度任用職員(一般職非常勤職員)として 任用します。

## 2. 服務に関する規程の適用について

会計年度任用職員についても、地方公務員法上の服務に関する規定が適用されます。

- ・ 服務の根本基準(地方公務員法第30条)
- ・ 服務の宣誓(地方公務員法第31条)
- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地方公務員法第32条)
- ・ 信用失墜行為の禁止(地方公務員法第33条)
- ・ 秘密を守る義務(地方公務員法第34条)
- ・ 職務に専念する義務(地方公務員法第35条)
- ・ 政治的行為の制限(地方公務員法第36条)
- ・ 争議行為等の禁止(地方公務員法第37条)
- ・ 営利企業への従事等の制限(地方公務員法第38条)

※パートタイム会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限の対象外となりますが、 職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律が適用されるため、営利企業への従事 等に関し報告を求めることがあります。

#### 3. 条件付採用について

任期、勤務日数又は勤務時間の長短や前職の勤務実績の有無等にかかわらず、採用日から 1 か月間は、条件付採用となります。(地方公務員法第22条の2第7項)

また、採用後1月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで(最長任期の末日まで)延長されます。なお再度の任用の場合においても、その都度、条件付採用期間が設定されます。条件付採用期間中の職員は、地方公務員法第29条の2の規定により、分限・懲戒処分の手続き等に関する規定の適用が除外されます。

## 4. 再度の任用について

勤務実績等に基づく能力の実証により、同一の職務内容の職が翌年度も設置される場合、 再度任用される場合があります。任期について手続なく更新することや長期にわたる継続勤 務が約束されるものではありません。年度ごとに新たな職として任用されます。

なお、従前の勤務実績に基づく公募によらない再度の任用は、原則 2 回(当初の採用から 原則 3 年)までですが、毎年度公募することもあります。